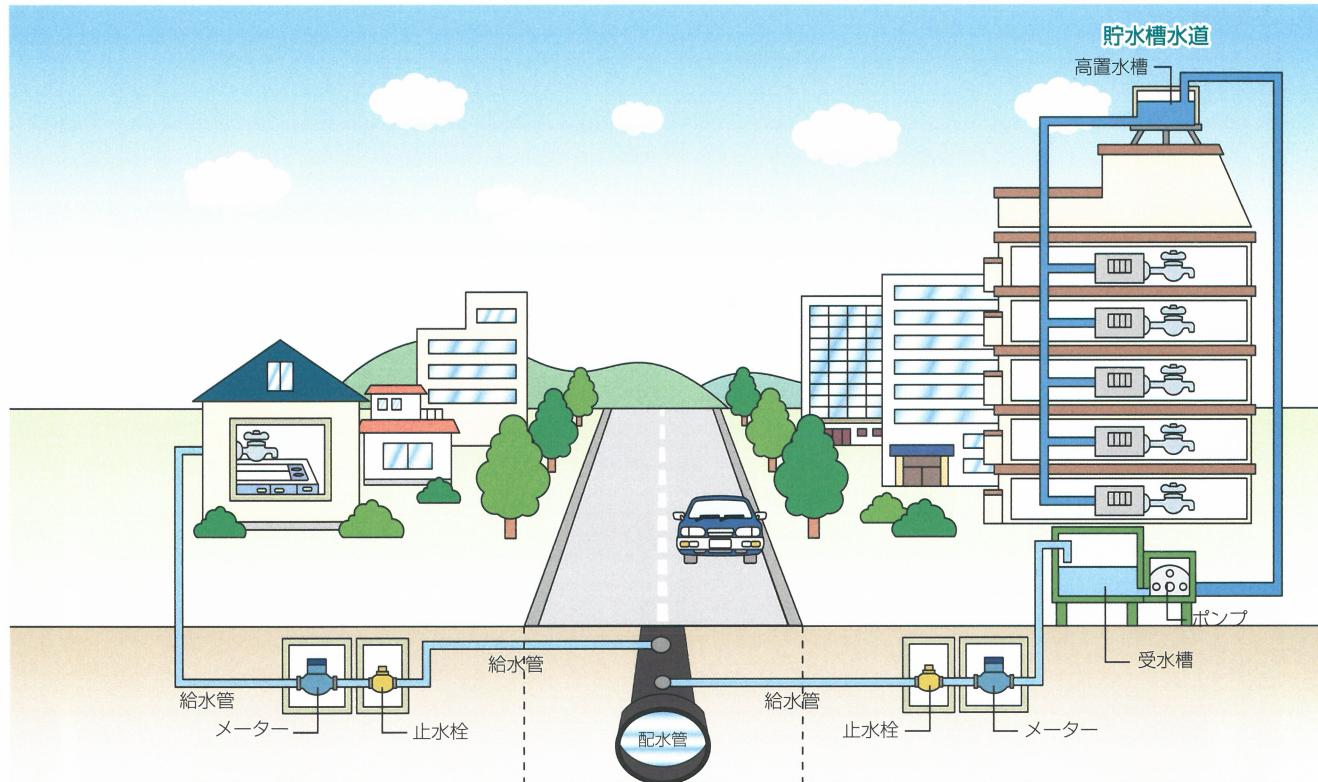


7 配水管から蛇口まで

浄水場で作られた水道水は、配水池から配水管によって市内各地に送られ、お客様の宅地内に引き込まれている給水管を通ってご家庭の蛇口まで届きます。また、ビルやマンションなど高い建物にお住まいの場合は、一度受水槽に蓄えられてからそれぞれの蛇口に送られます。



区分	宅地部分	公道部分	宅地部分
呼び名	給水装置 (配水管の取出口から蛇口まで)	配水管	給水装置 (配水管の取出口から受水槽の入口まで) 貯水槽水道 (受水槽から蛇口まで)
所有者	お客さま(所有者または使用者)	水道局	お客さま(所有者または使用者)
維持管理	お客さま(所有者または使用者)	水道局	お客さま(所有者または使用者)
修繕負担	お客さま(所有者または使用者 ^{※1})	水道局	お客さま(所有者または使用者 ^{※1})
水質管理	水道局		貯水槽水道の設置者

※1 公道部分を除く給水装置の修繕は原則としてお客さまの費用負担となります。また、メーター(口径25mm以下)までの給水管の漏水修繕について、緊急を要する場合は水道局が修繕し、その費用が免除される場合があります。

給水装置はお客さまが管理されるものですので、適正な管理をお願いします。

給水装置

配水管からお客さまの宅地に引き込まれた給水管とこれに直結して取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめて給水装置といいます。

給水装置のうち、水道局が貸与している水道メーター以外のものは、**全て所有しているお客さまの財産です**。したがって、給水装置の維持管理はお客さまが行い、漏水等の修理費用もお客さまが負担することになっています。

なお、給水装置の新設、修理、撤去工事等は、水道局が指定した「いわき市水道局指定給水装置工事事業者」以外は行うことができません。

貯水槽水道

アパートやビルなどの高い建物で、水道水を一度受水槽にためてからポンプ等で各蛇口に給水する方法を「貯水槽水道」といいます。

受水槽以降の水質の管理については、その貯水槽水道を設置している方の責任となります。

受水槽は水の出入りがあるため密封されておらず常に外気と触れている構造となっています。適正な管理がなされていない場合、サビやゴミがたまつたりタンクの亀裂などによって汚水や虫が混入したりする危険があります。このため、定期的な点検・清掃を行い、適正な維持管理に努めることが必要となります。